

重要事項説明書

●事業所の概要は次のとおりです。

事業所名	加茂市地域包括支援センターあさひ	法人名	株式会社あさひコモンズ
所在地	加茂市五番町 1-1 中央コミュニティセンター2 階	電話番号	0256-47-4666
通常の事業の実施地域	加茂市内(北・南・七谷地区)		
指定年月日	令和6年4月1日(番号1500900020)		

●提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

提供するサービスの内容は介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントです。

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」とは、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものです。

心身の状況や生活環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供いたします。

具体的には、次にあげる業務を行います。

【業務の概要】

- (1) お宅に訪問し、心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) (1) で調査した結果と、ご自身やご家族の希望を踏まえ、介護予防サービスを適切に提供するための計画(介護予防サービス・支援計画)をお作りします。
- (3) 介護予防サービスの提供の状況や、心身の状態やご家族の環境について、介護予防サービス・支援計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- (4) 介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (5) 要支援(要介護)認定の申請についてお手伝いします。

ただし、上記の(1)から(3)までの業務は指定居宅介護支援事業所に委託して行うことができます。

なお、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するに当たっては、地域包括支援センターとして次の事項を守ります。

【業務取り扱い方針】

(1) 心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、自身の選択に基づいて適切な介護予防サービスが、様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように努力します。

また、医療との連携を密にすることを原則とします。

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思と人格を尊重することにより、常に、利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則とします。

(3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、心身の状態がよりよくなるようにする（自立の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）のために提供します。

(4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが、生活の全体的な支援となるよう、介護予防サービス・支援計画の作成後も、常に利用者やご家族、サービスを提供する事業者と連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握するとともに、心身の状況の変化に応じて臨機応変に介護予防サービス計画の見直しを行うこととします。

(5) サービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、サービス提供の記録や課題分析における目標達成状況、今までにお支払いいただいた利用料金の内訳などについてご説明いたします。

(6) 介護予防支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受けとめ常に事業者として資質の向上に努めます。

(7) 地域包括支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

(8) 地域包括支援センターは、適切な（介護予防）支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

2 担当の加茂市地域包括支援センター職員

あなたを担当する職員及びその管理責任者は次の者です。相談や苦情などがある場合は、次の連絡先までご連絡ください。

担当職員	氏名 服部 泰之	連絡先 0256-47-4666
管理者	氏名 服部 泰之	連絡先 0256-47-4666
営業日・営業時間	原則、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）午前8時30分から午後5時15分	

3利用者負担金

このサービスを利用するに当たって利用料は次のとおり算定されますが、負担していただく料金はありません。

(1) 介護予防支援費

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 1件あたり 4,420円

初回のみケアマネジメントによる利用料

②加算

新規に介護予防サービス計画を作成した場合、初回加算として3,000円を加算します。

委託するにあたり、情報連携を行った場合、委託連携加算として3,000円を加算します。初回のみケアマネジメントによるサービス計画を作成した場合、加算しません。

(2) 交通費

交通費は、いたしません。

4キャンセル料

サービスの利用をやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、お手数ですが、事前に次の連絡先までご連絡ください。

(連絡先) 電話番号 (0256) - 47-4666 (担当者名) 服部 泰之

サービスの利用をキャンセルしてもキャンセル料はいたしません。ただし、このサービスだけでなく、他の介護予防サービスをキャンセルしようとするときは別にキャンセル料を徴収される場合があります。詳しくは、担当の職員にお尋ねください。

5 苦情処理

(1) 提供されたサービスに関して苦情があるときは、地域包括支援センター又は、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

(苦情相談窓口)

地域包括支援センター	加茂市地域包括支援センターあさひ(0256-47-4666) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
加茂市	加茂市役所(0256-41-4032) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
新潟県国民健康保険団体連合会	介護サービス相談室(025-285-3022) 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

上記のどこでも相談をお受けします。

(2) 提供したサービスについて苦情の申立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(3) 苦情の申立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。

①利用者や事業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

②苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

③利用者に対し調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

(4) 苦情の処理に際しては、必要に応じて国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。また、その内容を文書にて回答します。

6 事故発生時の対応

(1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(3) サービスの提供において発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、地域包括支援センターの故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

7 サービス利用にあたって注意すべきこと

(1) 希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、地域包括支援センターの業務の関係から、できるだけ早めにご連絡ください。

(2) 作成した計画にないサービスを利用する場合や、作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、負担が大きくなる場合がありますので、できる限り早めにご連絡ください。

(3) 提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話しください。

(4) 作成した計画どおりにサービスが提供されるには、利用者ご自身のご協力が欠かせません。他のサービス事業者からの説明や注意には、できる限り従うようにしてください。

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明します。